

令和9年度

群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項

群 馬 県 教 育 委 員 会
 前 橋 市 教 育 委 員 会
 高 崎 市 教 育 委 員 会
 桐 生 市 教 育 委 員 会
 太 田 市 教 育 委 員 会
 利根沼田学校組合教育委員会

目 次

第 1 応募資格及び通学区域	1
1 応募資格	1
2 通学区域	1
第 2 入学者選抜の種類及び期日	1
第 3 全日制課程選抜	2
1 実施校及び募集定員	2
2 出願の制限	2
3 出願手続	2
4 志願先の変更	3
5 志願の辞退	3
6 検査（学力検査等）	3
7 選抜方法	4
8 選抜結果の発表	4
9 選抜日程	4
第 4 フレックススクール選抜	5
1 実施校及び募集定員	5
2 出願の制限	5
3 出願手続	5
4 志願先の変更	5
5 志願の辞退	5
6 検査（学力検査等）	5
7 選抜方法	5
8 選抜結果の発表	5
9 選抜日程	5
第 5 定時制課程選抜	6
1 募集定員	6
2 出願の制限	6
3 出願手続	6
4 志願先の変更	6
5 志願の辞退	6
6 検査（面接等）	6
7 選抜方法	6
8 選抜結果の発表	6
9 選抜日程	7
第 6 連携型選抜	7
1 実施校	7
2 出願の制限	7
3 募集人員	7
4 出願手続	7
5 志願先の変更及び志願の辞退	8

6 検査（学力検査等）	8
7 選抜方法	8
8 選抜結果の発表	8
9 選抜日程	8
第 7 追検査	8
1 追検査の対象	8
2 募集人員	9
3 申請手続	9
4 検査（学力検査等）	9
5 選抜方法	9
6 選抜結果の発表	9
第 8 全日制課程再募集	9
1 再募集の実施	9
2 出願の制限	9
3 出願手続	10
4 志願の辞退	10
5 検査（面接等）	10
6 選抜方法	10
7 選抜結果の発表	10
8 選抜日程	10
第 9 フレックススクール再募集	10
1 再募集の実施	10
2 出願の制限	11
3 出願手続	11
4 志願の辞退	11
5 検査（面接等）	11
6 選抜方法	11
7 選抜結果の発表	11
8 選抜日程	11
第 10 定時制課程再募集及び追加募集	11
第 10-A 再募集	11
1 再募集の実施	11
2 出願の制限	11
3 出願手続	11
4 志願の辞退	11
5 検査（面接等）	11
6 選抜方法	12
7 選抜結果の発表	12
8 選抜日程	12

第Ⅰ０－Ｂ 追加募集 12

- 1 追加募集の実施 12
- 2 出願の制限等 12
- 3 選抜方法等 12
- 4 選抜結果の発表 12

第ⅠⅠ 通信制課程選抜 12

- 1 実施校 12
- 2 出願の制限 13
- 3 出願手続 13
- 4 出願期間 13
- 5 選抜方法 13
- 6 選抜結果の発表 13
- 7 その他 13

第Ⅰ２ 海外帰国者入学者選抜 13

- 1 募集定員 13
- 2 応募資格 13
- 3 出願の制限 14
- 4 出願手続 14
- 5 志願先の変更 14
- 6 志願の辞退 14
- 7 検査（学力検査等） 14
- 8 選抜方法 14
- 9 選抜結果の発表 14

第Ⅰ３ 外国人生徒等入学者選抜 14

- 1 募集定員 14
- 2 応募資格 15
- 3 出願の制限 15
- 4 出願手続 15
- 5 志願先の変更 15
- 6 志願の辞退 15
- 7 検査（学力検査等） 15
- 8 選抜方法 15
- 9 選抜結果の発表 15

付記Ⅰ 隣接県の隣接する学区・地域からの出願 16

付記Ⅱ 県外居住者の一家転住等の特別な事情による出願 16

付記Ⅲ 県外居住者のⅠ月ⅢⅠ日以降の一家転住による出願 16

付記Ⅳ 海外帰国者又は外国人生徒等のⅠ月ⅢⅠ日以降の帰
国又は来日に伴う出願 17

付記Ⅴ 障害等のある受検者への配慮 17

別記Ⅰ 「志願情報」の登録について 18

別記Ⅱ 「インタビューシート」の作成について 18

別記Ⅲ 「調査書」の作成について 19

別 表 令和Ⅱ年度群馬県公立高等学校生徒募集定員 21

様 式 24

資 料 Ⅰ 群馬県公立高等学校に係る通学区域について .. 32

Ⅱ 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定 34

各高等学校の選抜方法等について 35

高等学校の学科の概要 37

令和Ⅱ年度群馬県公立高等学校入学者選抜日程 38

令和9年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項

群馬県立の各高等学校並びに前橋市立前橋高等学校、高崎市立高崎経済大学附属高等学校、桐生市立商業高等学校、太田市立太田高等学校及び利根沼田学校組合立利根商業高等学校（以下「高等学校」という。）の令和9年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

第1 応募資格及び通学区域

1 応募資格

次のア又はイに該当する者とする。

ア 学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和9年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは令和9年3月修了見込みの者

イ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者又は令和9年3月に該当する見込みの者

2 通学区域

全県一区（資料1、32ページ～）とする。

第2 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は次のとおりとする。

選 抜 の 種 類	事 項	期 日
・全日制課程選抜 ・フレックススクール選抜 ¹ ・定時制課程選抜 ² ・連携型選抜 ³	出願期間(志願情報登録) ⁴	令和9年1月 4日(月)～1月29日(金)
	第1回志願先変更期間	令和9年2月 2日(火)、2月 3日(水)
	第2回志願先変更期間	令和9年2月 5日(金)～2月 8日(月)
	本検査学力検査等実施	令和9年2月16日(火)、2月17日(水) (定時制課程選抜は、2月16日(火)のみに実施する。)
	追検査学力検査等実施	令和9年2月24日(水)
	選抜結果の発表	令和9年3月 3日(水)
・全日制課程再募集 ・フレックススクール再募集 ・定時制課程再募集	出願期間(志願情報登録) ⁴	令和9年3月 3日(水)～3月 8日(月)
	検査(面接等)実施	令和9年3月16日(火)
	選抜結果の発表	令和9年3月19日(金)
・定時制課程追加募集	出願期間(志願情報登録) ⁴	令和9年3月19日(金)～3月24日(水)
	検査(面接等)実施	令和9年3月26日(金)
	選抜結果の発表	令和9年3月30日(火)
・通信制課程選抜	出願期間	令和9年3月 4日(木)～3月25日(木)

なお、フレックススクールにおいては、秋季入学のための入学者選抜を行うことができることとし、選抜日程及び実施要項等については別途定めるものとする。

¹ フレックススクール選抜（追検査、再募集を含む。）とは、フレックススクールである県立前橋清陵高等学校、県立太田フレックス高等学校の2校を対象とする選抜である（ただし、通信制課程を除く。）。

² 定時制課程選抜（追検査、再募集及び追加募集を含む。）とは、フレックススクールを除く高等学校の定時制課程が行う選抜である。

³ 連携型選抜とは、連携型中高一貫教育を行う高等学校及び中学校間の選抜である。

⁴ 出願期間（志願情報登録）とは、志願者及び中学校長等が、WEB出願システムにより出願手続を行う期間のことをいう。

なお、WEB出願システムの利用に係る詳細は、令和8年8月末に公開する資料にて定める。

第3 全日制課程選抜

1 実施校及び募集定員

実施校及び募集定員については、別表（21ページ～）のとおりとする。

なお、連携型選抜（7ページ～）を実施する高等学校の募集定員は、連携型選抜による合格者数を含めた数とする。

2 出願の制限

- (1) 1校1学科（又は系・コース）に限り出願できる。ただし、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、高等学校長が第2志望を認める場合には、第1志望に加え第2志望も志願することができる。
- (2) フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に出願している者、並びに高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記1（16ページ）による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記2（16ページ）又は付記3（16ページ～）による。

3 出願手続

- (1) 志願者は、1月4日（月）～1月29日（金）に群馬県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）により、出願に係る次のア、イ及びウを登録し、出願手続を行う。

ただし、県外居住者で、1月30日（土）以降に保護者の転勤に伴う一家転住が確定した場合については、付記3（16ページ～）による。また、海外帰国者又は外国人生徒等で、1月30日（土）以降に帰国又は来日が決まった場合については、付記4（17ページ）による。

ア 「志願情報」

志願情報は、別記1（18ページ）を参照の上、登録する。

なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で令和8年10月1日以降に撮影した縦：横の比が4：3のものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、受検料については、令和9年1月18日（月）～1月29日（金）に、WEB出願システムの案内に従って、2,200円をクレジットカード等による電子決済又はコンビニエンスストア等における支払いのいずれかの方法により納付する。

イ 「インタビューシート」⁵（様式1、24ページ）

インタビューシートは、別記2（18ページ）を参照して作成し、1月18日（月）～1月29日（金）に、PDFデータを登録する。

ウ 「出願に係る調査用紙」

出願に係る調査用紙は、実技検査等を実施する学科等において高等学校長が必要とする場合のみ、PDFデータ（様式は高等学校長が定める。）を登録する。

- (2) 志願者の在籍する又は出身した中学校等の校長（以下「中学校長等」という。）は、1月4日（月）～1月29日（金）にWEB出願システムにより、志願者の志願情報に誤りのないこと及び受検料が納付されていることを確認するとともに、志願者の「調査書」を高等学校長に提出する。

なお、調査書はExcelデータとし、作成に当たっては、別記3（19ページ～）を参照する。

- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和9年3月までに修了見込みの者が出願する場合は、調査書に代えて「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）」を提出するものとする。また、出願時に海外に居住している場合は、「帰国後の居住地を確認することができる書類（様式は特に定めない。）」を提出するものとする。

⁵ インタビューシートとは、当該高等学校・学科等を志願する理由や学校内外の活動歴などについて記入し、面接の際に参考とするものである。

- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験合格者が出願する場合は、調査書に代えて同認定試験の「認定証明書及び調査書(いずれも文部科学大臣が交付する。)」の写しを提出するものとする。
- (5) 高等学校長は、志願者から提出された志願情報等及び中学校長等から提出された調査書(Excelデータ)を、2月1日(月)にWEB出願システムにより受理する。また、志願先の変更による新たな志願者を含む全ての志願者に受検番号を付し、2月10日(水)の午後4時にWEB出願システムにより、受検票を交付する。
- (6) 障害のある者や病気等の者で、中学校等で配慮や支援を受けている者が受検するに当たり、障害や病気等の状況・程度により配慮が必要な場合については、付記5(17ページ)による。

4 志願先の変更

高等学校長による志願情報等の受理後、志願先の高等学校又は学科等を変更しようとする者(同一校における志願の学科等を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又はフレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。)は、2月2日(火)～2月3日(水)及び2月5日(金)～2月8日(月)の各日にそれぞれ1回、合計2回まで志願先の変更を行うことができる。

志願先の変更手続等は、次による。

- (1) 志願先を変更しようとする者は、中学校長等にその旨を申し出て、WEB出願システムにより、新たに志願する高等学校又は学科等について、「3 出願手続(1)」(2ページ)に準じて志願先の変更手続を行う。

なお、受検料については、県立高等学校間の場合及び同一校において志願する学科等を変更する場合並びに2回目の変更で、受検料が既に設置者に納付されている場合には、WEB出願システムにおける納付データをもってこれに代えることとし、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間の変更の場合には、設置者が定める受検料を新たに納付する。

- (2) 志願先の変更の申出を受けた中学校長等は、WEB出願システムにより、新たな志願情報に誤りのないことを確認するとともに、志願者の調査書(Excelデータ)を新たに志願する学校の高等学校長に提出する。
- (3) 新たな志願情報等の提出を受けた高等学校長は、2月4日(木)及び2月9日(火)にWEB出願システムにより、これを受理する。

5 志願の辞退

志願の辞退を希望する者は、中学校長等の確認を経て、WEB出願システムにより志願を取り消す。

なお、手続は、2月2日(火)午前9時～2月15日(月)午後4時に行うものとし、既に納付した受検料は還付しない。

6 検査(学力検査等)

- (1) 志願者は、2月16日(火)に行う学力検査及び2月17日(水)に行う面接等の全ての検査を、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

なお、高等学校長が必要とした場合には、学力検査及び面接等に加えて、実技検査、作文、小論文のうちから、高等学校長が定めた検査を受けなければならない。

- (2) 学力検査は、次のア～ウのとおりとする。

ア 各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科について実施する。

イ 学力検査の配点は、各教科100点とする。ただし、学校・学科等により、傾斜配点を行う場合は、この限りではない。また、学力検査の各教科内の点数配分は、県教育委員会が示した点数配分をもとに増減を加えることができるものとする。

ウ 学力検査の各教科の検査時間は50分間とし、学力検査の日程は次のとおりとする。

時間 期日	9:35～ 10:25	10:50～ 11:40	12:05～ 12:55	昼 食	13:55～ 14:45	15:10～ 16:00
2月16日(火)	国 語	数 学	英 語		社 会	理 科

- (3) 学力検査を受検する際の携帯品は、受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規（三角定規も可）、下敷き（高等学校長が携帯を指示した場合に限る。）とする。また、必要に応じて腕時計（計算・通信機能等の付いていないものに限る。）を携帯することもできる。

なお、検査問題の解答に参考となるもの（格言、四字熟語や英単語、公式や角度等を記入してあるもの等）は携帯できない。その他の携帯品については、必要に応じて高等学校長が定める。

- (4) 面接等は、集団面接、個人面接、英語面接、パーソナル・プレゼンテーション⁶のうちから高等学校長が定めるものとする。

- (5) 学力検査以外の検査に係る実施形態及び検査時間は、高等学校長が定めるものとする。

7 選抜方法

- (1) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、5教科の学力検査、志願者から提出されたインタビューシートを参考として実施する面接等及び高等学校長が定めた検査の結果等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

- (2) 高等学校長は、各高等学校のアドミッション・ポリシーに基づき、学力検査、面接等、高等学校長が定めた検査及び調査書の各検査項目について、それぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。

- (3) 高等学校長は、募集定員の10～50％を「特色型」、50～90％を「総合型」とし、全ての受検者を対象に2つの型による選抜を行うものとする。この場合、まず、受検者全員を対象に「特色型」又は「総合型」のいずれか一方の型により判定して合格者を決め、続いて、その合格者を除いた受検者全員を対象にもう一方の型により判定して合格者を決めることとする。

なお、「特色型」に限り、検査項目の比重の異なる複数の区分を設けて選抜を行うことができるものとする。

- (4) 高等学校長は、上記(2)、(3)に係る選抜方法等について、学校・学科等の特色に応じて、学科等ごとに設定することができる。

- (5) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教職員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

8 選抜結果の発表

高等学校長は、3月3日（水）午前10時に、選抜の結果をWEB出願システムにより発表する。

9 選抜日程

事 項	期 日	備 考
出願期間（志願情報登録）	1月 4日(月)～1月29日(金)	前記3及び別記1～3による。
第1回志願先変更期間	2月 2日(火)、2月 3日(水)	前記4及び別記1による。
第2回志願先変更期間	2月 5日(金)～2月 8日(月)	
学力検査等実施	2月16日(火)、2月17日(水)	前記6による。
選抜結果の発表	3月 3日(水)	前記8による。

⁶ パーソナル・プレゼンテーションとは、あらかじめ高等学校が示したテーマについて、口頭発表や簡単な実技などにより自己表現を行う検査である。

第4 フレックススクール選抜

1 実施校及び募集定員

実施校及び募集定員については、別表（21ページ～）のとおりとする。

2 出願の制限

- (1) 1校1部に限り出願できる。ただし、同一高等学校において、高等学校長が第2志望を認める場合には、第1志望に加え第2志望も志願することができる。
- (2) 全日制課程選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に出願している者、並びに高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記1（16ページ）による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記2（16ページ）又は付記3（16ページ～）による。

3 出願手続

「第3 全日制課程選抜 3 出願手続」（2ページ～）に準ずる。ただし、受検料については、950円をWEB出願システムの案内に従って、納付する。

4 志願先の変更

高等学校長による志願情報等の受理後、志願先の高等学校又は部を変更しようとする者（同一校における志願の部を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又は他のフレックススクール選抜、全日制課程選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。）は、2月2日（火）～2月3日（水）及び2月5日（金）～2月8日（月）の各日にそれぞれ1回、合計2回まで志願先の変更を行うことができる。

なお、志願先の変更手続等については、「第3 全日制課程選抜 4 志願先の変更」（3ページ）に準ずる。ただし、全日制課程選抜を実施する県立高等学校へ変更する場合は、受検料として2,200円をWEB出願システムの案内に従って、納付する。また、市・学校組合立高等学校へ変更する場合は、設置者が定める受検料を納付する。

5 志願の辞退

「第3 全日制課程選抜 5 志願の辞退」（3ページ）に準ずる。

6 検査（学力検査等）

「第3 全日制課程選抜 6 検査（学力検査等）」（3ページ～）に準ずる。ただし、学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語（リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは上記5教科のうち高等学校長が指定した教科について実施する。

7 選抜方法

「第3 全日制課程選抜 7 選抜方法」（4ページ）に準ずる。ただし、学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語（リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは左記5教科のうち高等学校長が指定した教科とする。

8 選抜結果の発表

「第3 全日制課程選抜 8 選抜結果の発表」（4ページ）に準ずる。

9 選抜日程

「第3 全日制課程選抜 9 選抜日程」（4ページ）に準ずる。

第5 定時制課程選抜

1 募集定員

実施校及び募集定員については、別表（21ページ～）のとおりとする。

2 出願の制限

- (1) 1校1学科に限り出願できる。ただし、同一高等学校において、複数の学科を設置し、高等学校長が第2志望を認める場合には、第1志望に加え第2志望も志願することができる。
- (2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜に出願している者、並びに高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記1（16ページ）による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記2（16ページ）又は付記3（16ページ～）による。

3 出願手続

「第4 フレックススクール選抜 3 出願手続」（5ページ）に準ずる。
なお、市立高等学校を志願する場合の受検料は、設置者の定めるところによる。

4 志願先の変更

高等学校長による志願情報等の受理後、志願先の高等学校又は学科等を変更しようとする者（同一校における志願の学科を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又は全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。）は、2月2日（火）～2月3日（水）及び2月5日（金）～2月8日（月）の各日にそれぞれ1回、合計2回まで志願先の変更を行うことができる。
なお、志願先の変更手続等については、「第4 フレックススクール選抜 4 志願先の変更」（5ページ）に準ずる。

5 志願の辞退

「第4 フレックススクール選抜 5 志願の辞退」（5ページ）に準ずる。

6 検査（面接等）

- (1) 志願者は、2月16日（火）に行う面接及び作文の全ての検査を、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」を提示するものとする。
なお、高等学校長が必要とする場合には、面接及び作文に加えて、学力検査を受けるものとする。この場合の学力検査は、「国語」、「数学」及び「英語」の3教科のうちから、高等学校長が指定した教科とし、各高等学校独自の問題とする。
- (2) 面接及び作文等の方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。
- (3) 面接及び作文等を受検する際の携帯品は、高等学校長が定める。

7 選抜方法

- (1) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び志願者から提出されたインタビューシートを参考として実施する面接、作文等の結果等を総合して、当該高等学校・学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、入学選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教職員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

8 選抜結果の発表

「第4 フレックススクール選抜 8 選抜結果の発表」（5ページ）に準ずる。

9 選抜日程

事 項	期 日	備 考
出願期間（志願情報登録）	1 月 4 日(月)～1 月 2 9 日(金)	前記 3 及び別記 1～3 による。
第 1 回志願先変更期間	2 月 2 日(火)、2 月 3 日(水)	前記 4 及び別記 1 による。
第 2 回志願先変更期間	2 月 5 日(金)～2 月 8 日(月)	
検査（面接等）実施	2 月 1 6 日(火)	前記 6 による。
選抜結果の発表	3 月 3 日(水)	前記 8 による。

第 6 連携型選抜

1 実施校

群馬県立尾瀬高等学校、群馬県立万場高等学校及び群馬県立嬭恋高等学校とする。

2 出願の制限

沼田市立利根中学校及び片品村立片品中学校の第 3 学年に在籍する生徒に限って群馬県立尾瀬高等学校に、神流町立中里中学校及び上野村立上野中学校の第 3 学年に在籍する生徒に限って群馬県立万場高等学校に、嬭恋村立嬭恋中学校の第 3 学年に在籍する生徒に限って群馬県立嬭恋高等学校に出願できる。

なお、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、高等学校長が第 2 志望を認める場合には、第 1 志望に加え第 2 志望も志望することができる。

3 募集人員

定めない。

4 出願手続

- (1) 志願者は、1 月 4 日（月）～1 月 2 9 日（金）にWEB 出願システムにより、出願に係る次のア、イ及びウを登録し、出願手続を行う。

ア 「志願情報」

志願情報は、別記 1（1 8 ページ）を参照の上、登録する。

なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で令和 8 年 1 0 月 1 日以降に撮影した縦：横の比が 4：3 のものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、受検料については、令和 9 年 1 月 1 8 日（月）～1 月 2 9 日（金）に、WEB 出願システムの案内に従って、2, 2 0 0 円をクレジットカード等による電子決済又はコンビニエンスストア等における支払いのいずれかの方法により納付する。

イ 「インタビューシート」（様式 1、2 4 ページ）

インタビューシートは、別記 2（1 8 ページ）を参照して作成し、1 月 1 8 日（月）～1 月 2 9 日（金）に、PDF データを登録する。

ウ 「報告書」

報告書は、高等学校長が必要とした場合のみ、PDF データ（様式等は高等学校長が定める。）を登録する。

- (2) 中学校長は、1 月 4 日（月）～1 月 2 9 日（金）にWEB 出願システムにより、志願者の志願情報に誤りのないこと及び受検料が納付されていることを確認するとともに、当該志願者の「卒業見込証明書」（3 0 ページ）を、PDF データにて高等学校長に提出する。

- (3) 高等学校長は、志願者から提出された志願情報等及び中学校長から提出された卒業見込証明書を、2 月 1 日（月）にWEB 出願システムにより受理する。また、志願先の変更による新たな志願者を含む全ての志願者に受検番号を付し、2 月 1 0 日（水）の午後 4 時にWEB 出願システムにより、受検票を交付する。

- (4) 障害のある者や病気等の者で、中学校等で配慮や支援を受けている者が受検するに当たり、障害や病気等の状況・程度により配慮が必要な場合については、付記 5（1 7 ページ）による。

5 志願先の変更及び志願の辞退

「第3 全日制課程選抜 4 志願先の変更、5 志願の辞退」(3ページ)に準ずる。

6 検査(学力検査等)

(1) 志願者は、2月16日(火)に行う学力検査及び2月17日(水)に行う個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションの全ての検査を、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

(2) 学力検査は、次のア～ウのとおりとする。

ア 各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは上記5教科のうち高等学校長が指定した教科について実施する。

イ 学力検査の配点は、各教科100点とする。ただし、学校・学科等により、傾斜配点を行う場合は、この限りではない。また、学力検査の各教科内の点数配分は、県教育委員会が示した点数配分をもとに増減を加えることができるものとする。

ウ 学力検査の各教科の検査時間は50分間とし、学力検査の日程は次のとおりとする。

時間 期日	9:35～ 10:25	10:50～ 11:40	12:05～ 12:55	昼 食	13:55～ 14:45	15:10～ 16:00
2月16日(火)	国 語	数 学	英 語		社 会	理 科

(3) 個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションに係る実施形態及び検査時間は、高等学校長が定めるものとする。

(4) 学力検査及び個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションを受検する際の携帯品は、「第3 全日制課程選抜 6 検査(学力検査等)(3)」(4ページ)に準ずる。

7 選抜方法

「第3 全日制課程選抜 7 選抜方法(1)、(2)」(4ページ)に準ずる。ただし、学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは上記5教科のうち高等学校長が指定した教科とする。

8 選抜結果の発表

「第3 全日制課程選抜 8 選抜結果の発表」(4ページ)に準ずる。

9 選抜日程

「第3 全日制課程選抜 9 選抜日程」(4ページ)に準ずる。

第7 追検査

1 追検査の対象

全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に出願した者のうち、次のいずれかの事由により、出願した選抜の検査当日に通常受検又は別室での受検を行うことができず、志願先高等学校・学科等における当該選抜の追検査の受検を希望する者。

- ・学校保健安全法第19条により出席停止の扱いが定められている感染症への感染
- ・上記感染症への感染や発症が疑われる症状
- ・その他、本人の責に帰さない合理的な事由⁷

⁷ 一例として、検査当日の事故や交通遮断、入院や月経随伴症状等の身体・健康上の事由等が挙げられる。

2 募集人員

原則として志願先高等学校の募集定員内で選抜する。

3 申請手続

- (1) 対象者のうち追検査の受検を希望する者は、追検査の受検の意思を、2月17日（水）午前9時までに、中学校長等を通じて志願先高等学校長に伝える。あわせて、「追検査受検申請書」（様式2-1、25ページ）を、交付済みの「受検票」の写しとともに、2月22日（月）正午までに、中学校長等を通じて志願先高等学校長へ提出する。
- (2) 「追検査受検申請書」等を受理した高等学校長は、その内容を確認し、「追検査受検承認書」（様式2-2、25ページ）を交付する。

4 検査（学力検査等）

- (1) 志願者は、2月24日（水）に、出願した当該選抜に準じた検査の全てを受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」及び「追検査受検承認書」を提示するものとする。ただし、全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜の追検査における学力検査の各教科の検査時間は40分とし、学力検査の日程は、次のとおりとする。なお、「英語」の検査問題にリスニングは含まず、面接等は学力検査終了後に実施する。

時間 期日	9:00～ 9:40	9:55～ 10:35	10:50～ 11:30	昼 食	12:20～ 13:00	13:15～ 13:55
2月24日(水)	国 語	数 学	英 語		社 会	理 科

- (2) 検査場は、以下のとおりとする。
群馬県総合教育センター 所在地 伊勢崎市今泉町1-233-2
電 話 (0270) 26-9211
- (3) 学力検査以外の検査に係る実施形態及び検査時間は、高等学校長が定めるものとする。

5 選抜方法

- (1) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、学力検査等及び志願者から提出されたインタビューシートを参考として実施する面接等の結果等を総合して、当該高等学校・学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教職員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

6 選抜結果の発表

「第3 全日制課程選抜 8 選抜結果の発表」（4ページ）に準ずる。

第8 全日制課程再募集

1 再募集の実施

全日制課程選抜及び連携型選抜における選抜結果の発表後、学校全体（全日制課程）で5人以上の欠員がある場合に実施する。

2 出願の制限

- (1) 1校1学科（又は系・コース）に限り出願できる。ただし、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、高等学校長が、再募集を行う複数の学科等について第2志望を認める場合には、第1志望に加え第2志望も志望することができる。

(2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集に出願している者及び高等学校に在籍している者の出願は認めない。また、全日制課程選抜又は連携型選抜を受検した同一の高等学校への出願は認めない。

(3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記 1（16 ページ）による。

(4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記 2（16 ページ）による。

3 出願手続

「第 3 全日制課程選抜 3 出願手続」（2 ページ～）に準ずる。ただし、「インタビューシート」の提出は不要とし、志願者及び中学校長等は、WEB 出願システムにより 3 月 3 日（水）正午～3 月 8 日（月）午後 4 時に志願情報等及び調査書（Excel データ）を登録する。また、高等学校長は、3 月 9 日（火）に WEB 出願システムにより志願情報等及び調査書（Excel データ）を受領し、3 月 10 日（水）午後 4 時に WEB 出願システムにより受検票を交付する。

4 志願の辞退

「第 3 全日制課程選抜 5 志願の辞退」（3 ページ）に準ずる。ただし、手続は、3 月 15 日（月）午後 4 時までに行うものとする。

5 検査（面接等）

(1) 志願者は、面接及び作文等による検査の全てを、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

(2) 面接及び作文等は、3 月 16 日（火）に行うものとし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

(3) 面接及び作文等を受検する際の携帯品は、「第 3 全日制課程選抜 6 検査（学力検査等）(3)」（4 ページ）に準ずる。

6 選抜方法

(1) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び面接、作文等の結果等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

(2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教職員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

7 選抜結果の発表

高等学校長は、3 月 19 日（金）午前 10 時に、選抜の結果を WEB 出願システムにより発表する。

8 選抜日程

事 項	期 日	備 考
出願期間（志願情報登録）	3 月 3 日(水)～3 月 8 日(月)	前記 3、別記 1 及び 3 による。
検査（面接等）実施	3 月 16 日(火)	前記 5 による。
選抜結果の発表	3 月 19 日(金)	前記 7 による。

第 9 フレックススクール再募集

1 再募集の実施

フレックススクール選抜の選抜結果の発表後、部単位で 5 人以上の欠員がある場合に実施する。

2 出願の制限

- (1) 「第8 全日制課程再募集 2 出願の制限(1)、(3)及び(4)」(9ページ～)に準ずる。
- (2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者、全日制課程再募集又は定時制課程再募集に出願している者及び高等学校に在籍している者の出願は認めない。また、フレックススクール選抜を受検した同一の高等学校への出願は認めない。ただし、フレックススクール選抜を受検した部(第2志望を認めている場合は第2志望も含む。)と異なる部への出願は認めるものとする。

3 出願手続

「第8 全日制課程再募集 3 出願手続」(10ページ)に準ずる。ただし、受検料については、950円をWEB出願システムの案内に従って、納付する。

4 志願の辞退

「第8 全日制課程再募集 4 志願の辞退」(10ページ)に準ずる。

5 検査(面接等)

「第8 全日制課程再募集 5 検査(面接等)」(10ページ)に準ずる。

6 選抜方法

「第8 全日制課程再募集 6 選抜方法」(10ページ)に準ずる。

7 選抜結果の発表

「第8 全日制課程再募集 7 選抜結果の発表」(10ページ)に準ずる。

8 選抜日程

「第8 全日制課程再募集 8 選抜日程」(10ページ)に準ずる。

第10 定時制課程再募集及び追加募集

第10-A 再募集

1 再募集の実施

定時制課程選抜の選抜結果の発表後、学校全体(定時制課程)で、5人以上の欠員がある場合に実施する。

2 出願の制限

- (1) 「第8 全日制課程再募集 2 出願の制限(1)、(3)及び(4)」(9ページ～)に準ずる。
- (2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者、全日制課程再募集又はフレックススクール再募集に出願している者の出願は認めない。また、定時制課程選抜を受検した同一の高等学校への出願は認めない。

3 出願手続

「第9 フレックススクール再募集 3 出願手続」(11ページ)に準ずる。

4 志願の辞退

「第8 全日制課程再募集 4 志願の辞退」(10ページ)に準ずる。

5 検査(面接等)

「第5 定時制課程選抜 6 検査(面接等)」(6ページ)に準ずる。ただし、面接及び作文等は、3月16日(火)に

行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

6 選抜方法

「第5 定時制課程選抜 7 選抜方法」（6ページ）に準ずる。

7 選抜結果の発表

「第8 全日制課程再募集 7 選抜結果の発表」（10ページ）に準ずる。

8 選抜日程

「第8 全日制課程再募集 8 選抜日程」（10ページ）に準ずる。

第10-B 追加募集

1 追加募集の実施

定時制課程再募集の結果、合格者が募集定員に満たない場合に実施する。

2 出願の制限等

「第10-A 再募集 2 出願の制限」（11ページ）に準ずる。ただし、既に受検した定時制課程高等学校への出願は認めないものとする。

なお、出願手続等は、「第10-A 再募集 3 出願手続、4 志願の辞退」（11ページ）に準ずる。ただし、志願者及び中学校長等は、WEB出願システムにより3月19日（金）正午～3月24日（水）午後4時に志願情報等及び調査書（Excelデータ）を登録する。また、高等学校長は、3月25日（木）にWEB出願システムにより志願情報等及び調査書（Excelデータ）を受領し、検査当日、志願者に受検票を直接交付する。

3 選抜方法等

検査及び選抜方法は、「第10-A 再募集 5 検査（面接等）、6 選抜方法」（11ページ～）に準ずる。ただし、面接及び作文等は、3月26日（金）に行うこととする。

4 選抜結果の発表

高等学校長は、3月30日（火）午前10時に、選抜の結果をWEB出願システムにより発表する。

第11 通信制課程選抜

1 実施校

○ 群馬県立前橋清陵高等学校 普通科（男女）、衛生看護科 ⁸ （男女）	所在地 前橋市文京町2-20-3 電 話 （027）221-3073
○ 群馬県立高崎高等学校 普通科（男女）	所在地 高崎市八千代町2-4-1 電 話 （027）324-0074
○ 群馬県立桐生高等学校 普通科（男女）	所在地 桐生市美原町1-39 電 話 （0277）45-2756
○ 群馬県立太田フレックス高等学校 普通科（男女）	所在地 太田市下田島町1243-1 電 話 （0276）31-8047

⁸ 衛生看護科に出願できる者は、前橋清陵高等学校と技能連携を結んでいる准看護学校の在学者（令和9年度入学予定者を含む。）又は卒業者に限る。

2 出願の制限

- (1) 1校1学科に限り出願できる。
- (2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者、全日制課程再募集、フレックススクール再募集及び定時制課程再募集に出願している者又はいずれかの高等学校に合格している者、定時制課程追加募集に出願している者、並びに高等学校に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は、付記1（16ページ）による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校を志願する場合は、付記2（16ページ）による。

3 出願手続

志願者は、「第1 応募資格及び通学区域 1 応募資格」（1ページ）のA及びイに応じて、「入学願書」（実施校所定の用紙による。）及び次に掲げるもののうち該当するもの1部（厳封とする。）を提出する。

- ・Aに該当する者は、「調査書」（通信制課程選抜用、31ページ）
- ・イに該当する者は、修学した学校の成績証明書及び修了（卒業）証明書

4 出願期間

3月4日（木）から3月25日（木）までとする。

5 選抜方法

高等学校長は選抜方法等を定め、原則として提出された書類の審査によって選抜を行うこととする。

6 選抜結果の発表

選抜結果の発表の方法等については、高等学校長が定めるものとする。

7 その他

- (1) 詳細については、実施校に問い合わせる。
- (2) 「入学願書」及び「志願者案内」等については、実施校から受け取る。

第12 海外帰国者入学者選抜

日本国籍を有する海外帰国者のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜を受検する場合は、海外帰国者入学者選抜によることができる。

1 募集定員

定員は特に設けず、当該学科等の募集定員に含めるものとする。ただし、志願者数が募集定員を超える場合は、弾力的に扱うことができるものとする。

2 応募資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。ただし、保護者が勤務の都合で引き続き海外にとどまる場合、身元引受人は県内居住者とする。

- (1) 県内に居住又は居住予定で、次のA又はイのいずれかに該当する者

ア 保護者の海外勤務等に伴う帰国者にあつては、原則として、海外での生活が2年以上で、令和7年4月1日以降に帰国した者

イ 中国等の海外から、原則として令和6年4月1日以降に、永住するために引き揚げてきた者の子

(2) 次のア～エのいずれかに該当する者

ア 中学校等を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者

イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和9年3月までに修了見込みの者

ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和9年3月までに修了見込みの者

エ 中学校卒業程度認定試験に合格した者

3 出願の制限

志願する選抜における「出願の制限」に準ずる。

4 出願手続

志願する選抜における「出願手続」に準ずる。ただし、志願者は、出願期間又はそれ以前に、「海外帰国者入学者選抜申請書」（様式3、26ページ）及び「帰国後の居住地を確認することができる書類」（出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。）を志願先高等学校長に提出する。

なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあつては、「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）」の提出をもって、(2)のエに該当する者にあつては、中学校卒業程度認定試験の「認定証明書及び調査書（いずれも文部科学大臣が交付する。）」の写しの提出をもって、調査書の提出に代えることができる。

5 志願先の変更

志願する選抜における「志願先の変更」に準ずる。

6 志願の辞退

志願する選抜における「志願の辞退」に準ずる。

7 検査（学力検査等）

全日制課程選抜における検査は、「第3 全日制課程選抜 6 検査（学力検査等）」（3ページ～）に準ずる。ただし、学力検査を実施する教科は、「国語」、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「社会」に替えて「作文」（内容等については高等学校長が定める。）及び「理科」に替えて「面接」を実施する。

フレックススクール選抜及び定時制課程選抜における検査については、高等学校長が定めるものとする。

8 選抜方法

志願する選抜における「選抜方法」に準ずる。ただし、全日制課程選抜においては、高等学校長は、前記「7 検査（学力検査等）」に示す「作文」及び「面接」の結果を十分に配慮して選抜を行うものとする。

9 選抜結果の発表

志願する選抜における「選抜結果の発表」に準ずる。

第13 外国人生徒等入学者選抜

外国人生徒等⁹のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜を受検する場合は、外国人生徒等入学者選抜によることができる。

1 募集定員

定員は特に設けず、当該学科等の募集定員に含めるものとする。ただし、志願者数が募集定員を超える場合は、弾力的に扱うことができるものとする。

⁹ 外国人生徒等とは、外国籍を有する者又は国籍に関わらず日本語以外の言語文化を持つ者とする。

2 応募資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 県内に居住又は居住予定で、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 外国籍を有する者にあつては、令和9年2月1日現在、入国後の在留期間が通算で6年以内の者

イ 日本語以外の言語文化を持ち、中学校等において出願時に日本語の習得に係る個別の指導を受けている者若しくは日本語の習得に係る個別の指導が必要であると中学校長等又は県教育委員会が認めた者

(2) 次のア～エのいずれかに該当する者

ア 中学校等を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者

イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和9年3月までに修了見込みの者

ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和9年3月までに修了見込みの者

エ 中学校卒業程度認定試験に合格した者

3 出願の制限

志願する選抜における「出願の制限」に準ずる。

4 出願手続

志願する選抜における「出願手続」に準ずる。ただし、志願者は、出願期間又はそれ以前に、「外国人生徒等入学選抜申請書」（様式4、27ページ）及び「来日後の居住地を確認することができる書類」（出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。）を志願先高等学校長に提出する。

なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあつては、「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）」の提出をもって、(2)のエに該当する者にあつては、中学校卒業程度認定試験の「認定証明書及び調査書（いずれも文部科学大臣が交付する。）」の写しの提出をもって、調査書の提出に代えることができる。

5 志願先の変更

志願する選抜における「志願先の変更」に準ずる。

6 志願の辞退

志願する選抜における「志願の辞退」に準ずる。

7 検査（学力検査等）

全日制課程選抜における検査は、「第3 全日制課程選抜 6 検査（学力検査等）」（3ページ～）に準ずる。ただし、学力検査を実施する教科は、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「国語」に替えて「作文」（日本語によるものとし、内容等については高等学校長が定める。）、「社会」及び「理科」に替えて「面接」（原則として日本語によるものとし、英語を併用する場合もある。）を実施する。

フレックススクール選抜及び定時制課程選抜における検査については、高等学校長が定めるものとする。

8 選抜方法

志願する選抜における「選抜方法」に準ずる。ただし、全日制課程選抜においては、高等学校長は、前記「7 検査（学力検査等）」に示す「作文」及び「面接」の結果を十分に配慮して選抜を行うものとする。

9 選抜結果の発表

志願する選抜における「選抜結果の発表」に準ずる。

付記１ 隣接県の隣接する学区・地域からの出願

隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、次のとおりとする。

- １ 埼玉県、栃木県の隣接する学区・地域からの出願については、「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」（資料２、３４ページ）及び同協定の細部協定に基づき、隣接する学区・地域として指定された学区・地域内の高等学校とする。茨城県についても同様に扱うものとする。
なお、細部協定に変更がある場合、令和８年８月末以降、その詳細を公表することとする。
- ２ 出願に伴う手続は、当該選抜の出願手続に準ずる。ただし、出願期間又はそれ以前に本県以外の公立高等学校に出願しない旨を中学校長等が証明する「併願しない証明」（様式は特に定めていない）を提出することとする。

付記２ 県外居住者の一家転住等の特別な事情による出願

県外居住者で、一家転住等の特別な事情がある場合は、次のとおりとする。

- １ 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願しようとする者は、志願先高等学校が決定した時点で、志願先高等学校に連絡するとともに、出願期間又はそれ以前にその事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」（様式５、２８ページ）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出し、志願先高等学校長の承認を得なければならない。ただし、保護者の転勤に伴う一家転住で、転居先が未定の場合は、保護者の転勤先の会社等の所在地を居住地として扱うことができる。
- ２ 事由を証明する資料については、次のア～エのうちいずれか１つとする。
 - ア 入学時まで新築した住宅に一家転住する場合は、建築許可に関する書類の写し
 - イ 入学時まで賃貸住宅等に一家転住する場合は、賃貸契約を証明する書類の写し
 - ウ 入学時まで保護者の転勤が明らかで、転居先が未定の場合については、保護者の所属長が発行した転勤証明書又はその写し
 - エ その他やむを得ない事情がある場合は、その事由を証明するもの
- ３ 高等学校長は、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」が提出された場合には、出願の可否について速やかに中学校長等を経由して当該者に通知する（様式は特に定めていない。）。
- ４ １～３以外の出願に伴う手続については、当該選抜の出願手続による。

付記３ 県外居住者の１月３０日以降の一家転住による出願

県外居住者で、１月３０日（土）以降に、保護者の転勤に伴う一家転住が確定し、全日制課程選抜、フレックススクール選抜又は定時制課程選抜に出願しようとする場合は、次のとおりとする。

- １ 応募資格は、「第１ 応募資格及び通学区域 １ 応募資格」（１ページ）に示す資格を有し、かつ、本県以外の公立高等学校に出願していない者又は本県以外の公立高等学校への出願を辞退した者（合格し入学を辞退した者を含む。）とする。
- ２ 志願者は、１月３０日（土）～２月１０日（水）にＷＥＢ出願システムにより、当該選抜の出願に必要な志願情報等を登録する。
- ３ 出願に伴う手続は、当該選抜の出願手続に準ずる。ただし、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」（様式５、２８ページ）を提出することとする。

- 4 高等学校長は、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」が提出された場合には、出願の可否について速やかに中学校長等を経由して当該者に通知する（様式は特に定めていない。）。
- なお、一家転住先が未定の場合は、保護者の転勤先の会社等の所在地を居住地として扱うことができる。

付記４ 海外帰国者又は外国人生徒等の１月３０日以降の帰国又は来日に伴う出願

海外帰国者又は外国人生徒等のうち、１月３０日（土）以降に帰国又は来日が決まり、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール選抜又は定時制課程選抜に出願しようとする場合は、次のとおりとする。

- １ 応募資格は、「第１ 応募資格及び通学区域 １ 応募資格」（１ページ）に示す資格を有し、かつ、本県以外の公立高等学校に出願していない者又は本県以外の公立高等学校への出願を辞退した者（合格し入学を辞退した者を含む。）とする。
 - ２ 志願者は、１月３０日（土）～２月１０日（水）にＷＥＢ出願システムにより、当該選抜の出願に必要な志願情報等を登録する。
 - ３ 出願に伴う手続は、当該選抜の出願手続に準ずる。ただし、「帰国又は来日時期を証明する書類」（パスポートの写し等）及び「帰国又は来日後の居住地を確認することができる書類」を提出するものとする。
- なお、海外帰国者入学者選抜又は外国人生徒等入学者選抜に出願しようとする場合は、上記に加えて、それぞれの選抜の出願に必要な提出書類も提出するものとする。

付記５ 障害等のある受検者への配慮

障害や病気等により中学校等において配慮や支援を受けている者が受検するに当たり、障害や病気等の状況・程度により配慮が必要な場合は、次のとおりとする。

- １ 中学校長等は、当該志願者の志願先高等学校が決定した時点で、志願先高等学校に連絡するとともに、原則として１月２５日（月）までに、「受検上の配慮に係る状況報告書」（様式６、２９ページ）を志願先高等学校長宛てに提出し、配慮の申出を行う。
- なお、当該志願者が志願先高等学校を変更する場合は志願先変更期間に、再募集及び追加募集に出願する場合はそれぞれの出願期間に、配慮の申出を行う。
- ２ 高等学校長は、中学校長等から配慮の申出があった場合は、障害や病気等の状況・程度について、当該中学校長等と協議を行い、検査等の公正・公平が保たれ、かつ実施可能な範囲において適切な措置を講ずる。
- ３ 受検上の措置を必要としない場合であっても、入学後に学校施設についての配慮や生活介助員の補助等が必要となる場合は、中学校長等は出願期間又はそれ以前に志願先高等学校長に連絡し、当該志願者の状況等を伝え、対応等について協議を行う。

別記１ 「志願情報」の登録について

１ 登録方法

ＷＥＢ出願システムの案内に従い、出願サイトから志願情報を登録する。

なお、ＷＥＢ出願システムの利用に係る詳細は、令和８年８月末に公開する資料にて定める。

２ 登録期間

ＷＥＢ出願システムにおける志願情報の登録期間は、以下のとおりとする。

志 願 情 報		登 録 期 間
・ 全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に係る志願情報		令和９年１月 ４日（月）午前９時～ １月２９日（金）午後４時
	第１回志願先変更に係る志願情報	令和９年２月 ２日（火）午前９時～ ２月 ３日（水）午後４時
	第２回志願先変更に係る志願情報	令和９年２月 ５日（金）午前９時～ ２月 ８日（月）午後４時
	付記３及び付記４に係る志願情報	令和９年１月３０日（土）午前９時～ ２月１０日（水）午後４時
・ 全日制課程再募集、フレックススクール再募集及び定時制課程再募集に係る志願情報		令和９年３月 ３日（水）正午～ ３月 ８日（月）午後４時
・ 定時制課程追加募集に係る志願情報		令和９年３月１９日（金）正午～ ３月２４日（水）午後４時

３ 準備する物

- (1) インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータやスマートフォンなど
- (2) 志願者又は保護者が利用可能なメールアドレス
- (3) A４サイズ用の紙を印刷可能なプリンタ
- (4) 顔写真のデータ（縦４：横３）

別記２ 「インタビューシート」の作成について

１ 作成に当たっての注意

- (1) パーソナルコンピュータやタブレット端末などにより作成する。

- (2) ＷＥＢ出願システムによりＰＤＦデータにて登録する。

なお、ＷＥＢ出願システムの利用に係る詳細は、令和８年８月末に公開する資料にて定める。

- (3) 部活動等における実績や資格等を記入する際は、中学校等に確認し、大会名や成績、資格の名称等を正確に記入する。

２ 様式

様式１（２４ページ）により作成する。

３ 記入上の留意点

- (1) １の項目には、「学校・学科等を志願する理由」を記入する。
- (2) ２の項目には、中学校等や家庭、地域での活動など、「これまでの３年間で振り返って、頑張ったことや成長したと思うこと」を記入する。また、やむを得ない事情により欠席日数が多いことなど、志願先高等学校に伝えたい内容などについて記入してもよい。この場合、記載の有無や内容によって不利が生じることはない。
- (3) ３の項目には、志願先高等学校の「選抜方法等」において記入を求められた場合、質問項目を 内に記入した上で、質問への回答を記入する。記入を求められていない場合は、空欄のままとする。

別記3 「調査書」の作成について

1 作成に当たっての注意

中学校長等は、調査書の作成を行うに当たっては、所属教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、特に厳正を期するものとする。また、以下の点について十分注意する。

- (1) 記載する内容は、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に従って作成する。ただし、WEB出願システムにおいては、生徒氏名等の表記に常用漢字に含まれない文字がある場合は、相当する簡易な字で代替する。
- (2) 数字は、全て算用数字を用いる。ただし、現住所については、漢数字を用いてもよい。
- (3) 部活動や学校外の活動、取得資格等については、「6 参考となる諸事項等の記録」に記載する。
- (4) 「特別の教科 道徳」の評価は記載しない。
- (5) 通信制課程選抜においては、次のア及びイにも注意する。

ア 提出する調査書は、原本を複写したものに、中学校長等の職印を押印したものでよい。

イ 誤記等の訂正をする際は、2本線を引いて訂正し、中学校長等の印（私印）を押印する。

2 様式

- (1) 全日制課程、フレックススクール、定時制課程に出願する者については、WEB出願システムより出力したExcelデータにより作成し、登録する。

なお、「WEB出願システム」の利用に係る詳細は、令和8年8月末に公開する資料にて定める。

- (2) 通信制課程に出願する者については、通信制課程選抜用調査書様式（31ページ）により作成し、「入学願書」とともに提出する。

なお、通信制課程に出願する者のうち、令和4年3月から令和8年3月までに中学校等を卒業した者については、「群馬県教育委員会Webページ (<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/>)」に掲載されている当該年度卒業生用の様式による。

- (3) 中学校卒業後5年を経過した者については、卒業証明書及び住民票の提出をもって、調査書の提出に代えることとする。

3 作成上の留意点

令和9年3月に中学校等を卒業見込みの者について、留意点を示す。

なお、ここでは、通信制課程選抜用調査書様式（31ページ）の項目に従い留意点を示しており、WEB出願システムに登録するデータの作成については、「WEB出願システム中学校用マニュアル」を参照する。

- (1) 「受検番号」

空欄とする。

- (2) 「1 学籍の記録」

ア 性別については、該当する性別を記入する。

イ 現住所については、居住する都道府県名から記入する。

- (3) 「2 各教科の学習の記録」

ア 各教科の観点別学習状況の観点ア、イ及びウは、それぞれ「知識・技能」、「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」に対応する。

イ 第1学年及び第2学年の観点別学習状況及び評定は、指導要録に記載されたものを転記する。ただし、観点別学習状況の転記に当たっては、Aを○とし、B及びCは空欄とする。

ウ 第3学年の観点別学習状況は、12月末までの状況を総合して評価したものを記入する。記入の方法は、前項に準ずる。

エ 第3学年の評定は、12月末までの状況を総合して評定としたものを記入する。

なお、全ての生徒について5段階による評定を記入するものとし、上位より「5」、「4」、「3」、「2」、「1」とする。

オ 特別の教育課程による学習を行う生徒の第3学年の観点別学習状況及び評定は、当該生徒の教育課程及びその評価基準によって評価したものを記入する。その際、「6 参考となる諸事項等の記録」に、特別の教育課程である旨を記載する。

例：「教科○○は特別の教育課程による目標・内容に基づく」等

- (4) 「3 総合的な学習の時間の記録」

第1～3学年における「総合的な学習の時間」について、主な学習活動及び評価の観点等を踏まえて、生徒の学習状況の特徴等を記入する。

- (5) 「4 特別活動の記録」

学級活動における係名、生徒会活動における役員名、学校行事における役割等を記入する。

- (6) 「5 行動の記録」

第1学年及び第2学年は指導要録に記載されたものを転記する。第3学年は指導要録の記載に準ずるものとし、十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入し、他の場合は空欄とする。

(7) 「6 参考となる諸事項等の記録」

次のうち特記すべき事項等があれば記入する。

ア 「1 学籍の記録」、「2 各教科の学習の記録」、「3 総合的な学習の時間の記録」、「4 特別活動の記録」、「5 行動の記録」を補足する事項

イ 学校生活全体にわたって見られる特徴及び性格等

ウ 部活動等における活動状況等

・ 郡市単位以上の展覧会や各種の大会における活動や実績等

エ 学校外における活動等

・ 学校教育以外の諸活動における継続的な活動及び個人参加の大会等における優れた成績等

例：青少年教育活動：市町村教育委員会等主催の活動、ボランティア活動 等

自然体験活動：育成会主催の活動、ボーイスカウト、ガールスカウト 等

その他の教育的活動：スポーツ少年団、スポーツクラブ、武道、音楽・書道教室、検定、資格 等

オ その他

・ その他、特記すべき事項

別 表

令和9年度群馬県公立高等学校生徒募集定員

県立高等学校

番号	学 校 名	学校別 募集定員	学 科 ・ コ ー ス 等	性 別	学科等別募集定員	
					全日制・ フレックス	定時制
1	前 橋	全 280	普 通	男	280	
2	前橋南	全 200	普 通	男女	200	
3	前橋西	全 120	普 通	男女	◆ 120	
			国 際			
4	前橋女子	全 280	普 通	女	280	
5	前橋東	全 200	総 合	男女	200	
6	勢多農林	全 200	植物科学	男女	◆ 80	
			植物デザイン			
			動物科学	資源動物	男女	20
				応用動物	男女	20
			緑地土木	男女	40	
			食品科学	男女	40	
7	前橋工業	全 240	機 械	男女	40	
			電子機械	男女	40	
			電 気	男女	40	
			電 子	男女	40	
			建 築	男女	40	
			土 木	男女	40	
		定 80	機 械	男女		40
			建 築	男女		40
8	前橋商業	全 280	商 業	男女	280	
9	前橋清陵	フレックス 160	普 通 昼間部	男女	80	
			普 通 夜間部	男女	80	
10	高 崎	全 280	普 通	男	280	
11	高崎東	全 160	普 通	男女	160	
12	高崎北	全 240	普 通	男女	240	
13	榛 名	全 72	普 通	男女	72	
14	高崎女子	全 280	普 通	女	280	
15	吉 井	全 120	総 合	男女	120	
16	高崎工業	全 240	機 械	男女	40	
			電 気	男女	40	
			情報技術	男女	40	
			建 築	男女	40	
			土 木	男女	40	
			工業化学	男女	40	
		定 40	工業技術	男女		40
17	高崎商業	全 280	グローバルビジネス	男女	◆ 280	
			会計ビジネス			
			情報ビジネス			
			総合ビジネス			
		定 40	商 業	男女		40
18	桐 生	全 320	普 通	男女	240	
			理 数	男女	80	
19	桐生清桜	全 240	普 通	男女	160	
			普 通	アドバンスト探究	男女	80
20	桐生工業	全 120	機 械	男女	40	
			建 設	男女	40	
			創造技術	電 気	男女	20
				染織デザイン	男女	20
		定 40	工業技術	男女		40

番号	学 校 名	学校別 募集定員	学 科 ・ コ ー ス 等	性 別	学科等別募集定員	
					全日制・ フレックス	定時制
21	伊勢崎	全 280	普 通 グローバルコミュニケーション	男女	◆ 280	
22	伊勢崎清明	全 200	普 通	男女	200	
23	伊勢崎興陽	全 200	総 合	男女	200	
24	伊勢崎工業	全 200	機 械 電子機械 電 気 工業化学	男女 男女 男女 男女	80 40 40 40	
		定 40	工業技術	男女		40
25	伊勢崎商業	全 200	商 業 会 計 情報処理	男女	◆ 200	
26	太 田	全 240	普 通	男	240	
27	太田東	全 240	普 通	男女	240	
28	太田女子	全 240	普 通	女	240	
29	新田暁	全 160	総 合	男女	160	
30	太田工業	全 120	機 械 電子機械 電気情報	男女 男女	◆ 80 40	
31	太田フレックス	フレックス 240	普 通 I 部 (昼) 普 通 II 部 (昼) 普 通 III 部 (夜)	男女 男女 男女	80 80 80	
32	沼 田	全 200	普 通 普 通 文理探究	男女 男女	160 40	
		定 40	普 通	男女		40
33	尾 瀬	全 64 *1	普 通 自然環境	男女 男女	32 32	
34	利根実業	全 120	生物生産 グリーンライフ 創生工学 機 械 建 設	男女 男女 男女 男女	◆ 80 20 20	
35	館 林	全 160 定 40	普 通 普 通	男 男女	160	40
36	館林女子	全 160	普 通	女	160	
37	渋 川	全 160	普 通	男	160	
38	渋川女子	全 160	普 通	女	160	
39	渋川青翠	全 120	総 合	男女	120	
40	渋川工業	全 160	機 械 自 動 車 電 気 情報システム	男女 男女 男女 男女	40 40 40 40	
		定 40	工業技術	男女		40
41	藤岡中央	全 120 定 40	普 通 理 数 普 通	男女 男女	◆ 120	40
42	藤岡北	全 120	生物生産 環境土木 ヒューマン・サービス	男女	◆ 120	
43	藤岡工業	全 80	ものづくり創造 電気・情報技術	男女	◆ 80	
44	富 岡	全 160 定 40	普 通 普 通	男女 男女	160	40
45	富岡実業	全 120	生物生産 地域産業 電子機械	男女	◆ 120	

番号	学 校 名	学校別 募集定員	学 科 ・ コ ー ス 等	性 別	学科等別募集定員	
					全日制・ フレックス	定時制
46	松井田	全 72	普 通	男女	72	
47	安中総合学園	全 160	総 合	男女	160	
		定 40	普 通	男女		40
48	大間々	全 120	普 通	男女	120	
49	万 場	全 *1 44	普 通	男女	44	
50	下仁田	全 44	普 通	男女	44	
51	吾妻中央	全 152	普 通	男女	40	
			生物生産	男女	40	
			環境工学	男女	32	
			福 祉	男女	40	
52	長野原	全 44	普 通	男女	44	
53	嬬 恋	全 *1 44	普 通	男女	22	
			未来創造 探究アスリート	男女	22	
54	玉 村	全 80	普 通	男女	80	
55	板 倉	全 72	普 通	男女	72	
56	館林商工	全 160	生産システム	男女	◆ 80	
			建 築			
			総合ビジネス	男女	◆ 80	
			情報ビジネス			
57	西邑楽	全 192	普 通	男女	120	
			スポーツ	男女	40	
			芸 術	音楽	男女 12	
				美術	男女 20	
58	大 泉	全 160	普 通	男女	40	
			生物生産	男女	40	
			グリーンサイエンス	男女	40	
			食品科学	男女	40	

*1 尾瀬高等学校自然環境科、万場高等学校普通科（ただし、第2学年において水産コースを希望する者）及び嬬恋高等学校普通科（ただし、探究アスリートコースはスケート実技又はスキー実技を選択する者）については、全ての都道府県から募集する。

市立・組合立高等学校

市1	市立前橋	全 240	普 通	男女	240	
市2	高崎経済大学附属	全 280	普 通	男女	245	
			普 通	芸術（音楽系）	男女 15	
				芸術（美術系）	男女 20	
市3	桐生市立商業	全 200	商 業	男女	◆ 200	
		定 40	情報処理			
市4	市立太田	全 *2 160 (262)	普 通	男女	(102)	
			商 業	男女	160	
市5	利根商業	全 *3 120 (144)	普 通	男女	34 (40)	
			総合ビジネス	男女	52 (70)	
			情報ビジネス	男女	34	

*2 太田市立太田高等学校の普通科(102人)は、全て太田市立太田中学校からの内部進学者とする。また、商業科への内部進学者がいる場合は、その数を商業科の募集定員160人から減じる（9月中を目途に確定）。

*3 利根商業高等学校の普通科及び総合ビジネス科は、上記の募集定員以外に普通科6人、総合ビジネス科18人（計24人）を群馬県外から募集する。

学科等別募集定員に「◆」が付された、前橋高等学校、勢多農林高等学校、高崎商業高等学校、伊勢崎高等学校、伊勢崎商業高等学校、太田工業高等学校、利根実業高等学校、藤岡中央高等学校、藤岡北高等学校、藤岡工業高等学校、富岡実業高等学校、館林商工高等学校、桐生市立商業高等学校の13校において実施する「くくり募集」の概要は次のとおりである。

- 「くくり募集」の形態について
「くくり募集」とは、いくつかの学科について入学者を一括して募集し、入学後に1年間あるいは半年間共通の学習を行い、実地体験等を通してそれぞれの学科の内容等を十分理解した後に、所属する学科を決定する形態をいう。
- 学科定員の弾力的取扱いについて
所属する学科を決定する際には、生徒の希望を最大限に尊重できるよう、それぞれの学科定員を弾力的に運用することもできるものとする。

(様式 1)

インタビューシート

氏 名				*
志願する学校	高等学校			
第 1 志 望	学科等		コース	
第 2 志 望	学科等		コース	

1 学校・学科等を志願する理由

--

(42文字×4行以内で記入してください)

2 これまでの3年間で振り返って、頑張ったことや成長したと思うこと

--

(42文字×4行以内で記入してください)

3 志願する学校が設定した質問への回答

質問項目	
------	--

--

(42文字×3行以内で記入してください)

- (注意)
- ・ パーソナルコンピュータやタブレット端末などにより1ページで作成する。ただし、*の欄は、何も記入しない。
 - ・ 3の項目は、志願先高等学校の「選抜方法等」において記入を求められた質問項目を記入した上で、質問への回答を記入する。記入を求められていない場合は、空欄のまま提出する。
 - ・ WEB出願システムによりPDF形式にて提出する。

(様式 2 - 1)

追検査受検申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

私は、追検査の受検を希望するので、申請します。

受 検 番 号		選抜の種類 (○で囲む)	全日制課程選抜 ・ フレックススクール選抜 定時制課程選抜 ・ 連携型選抜
志 願 し た 学 科 等	第 1 志 望	科・系・部	コース
	第 2 志 望	科・系・部	コース
追 検 査 の 受 検 を 希 望 す る 事 由			
志 願 者 氏 名			
保 護 者 氏 名			

上記の記載事項に相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

立 校長

職 印

----- 切り取らずに提出すること -----

(様式 2 - 2)

追検査受検承認書

受検番号

志願者名

本校の _____ 選抜を志願していた上記の者について、追検査の受検を承認
します。

なお、検査会場は ※ _____ とします。

※ 令和 年 月 日

※ 高等学校長

職 印

- (注意) 1 _____ には、該当する選抜の種類を記入する。
2 ※欄は、高等学校において記入する。それ以外は、志願者及び在籍学校長が全て記入する。

(様式3)

海外帰国者入学者選抜申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

志願者 氏 名

生年月日 平成 年 月 日生

保護者 氏 名

下記の記載事項は、事実と相違ないことを誓約するとともに、海外帰国者入学者選抜の出願及び実施について申請します。

1 海外在住地及び在外期間

海外在住地（国名・都市名等）	期 間
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月

2 在外期間中に在籍した全ての学校名及び期間

学 校 名	期 間
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月

上記の記載事項に相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

立

校長

職 印

(注意) 中学校等や在外教育施設等に在籍しない者にあつては、校長の証明に代えて、出国及び帰国年月日を示す書類（パスポートの写し等）を添付すること。

(様式 4)

がいこくじんせいとうとうにゅうがくしゃせんぱつしんせいしよ
外国人生徒等入学者選抜申請書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

こうとうがっこうちょう さま
高等学校長 様

しがんしゃ し めい
志願者 氏 名

せいねんがっぴ せいれき ねん がつ にちうまれ
生年月日 西暦 年 月 日生

ほごしゃ し めい
保護者 氏 名

した か ないよう まちが がいこくじんせいとうとうにゅうがくしゃせんぱつ しゅつがん じっし しんせい
下に書いた内容に間違いはなく、外国人生徒等入学者選抜の出願と実施について申請します。

1 す 住んでいた国や都市の名前と期間

す 住んでいた国や都市の名前	き 期 間
	ねん がつ 月～ ねん がつ 月
	ねん がつ 月～ ねん がつ 月
	ねん がつ 月～ ねん がつ 月

2 かよ 通っていた全ての学校の名前と期間

がっこう 学校の名前	き 期 間
	ねん がつ 月～ ねん がつ 月
	ねん がつ 月～ ねん がつ 月
	ねん がつ 月～ ねん がつ 月

3 にちじょうせいかつ つか 日常生活で使っている言語

4 にほんご しゅうとく 習得するための個別の指導の期間

ねん がつ 月～ ねん がつ 月

5 にほんご しゅうとくじょうきょうおよ ちゅうがっこうとう はいりょ しえんとう
日本語の習得状況及び中学校等における配慮や支援等

上記の記載事項に相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

立

校長

職印

(注意) 1～3は志願者が、4と5については在籍する中学校長等が記入する。中学校等や教育施設等に在籍していない場合は、校長による証明の代わりに、出国や帰国、または来日した年月日を示す書類（パスポートのコピー等）を付けること。

(様式5)

群馬県公立高等学校出願申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

志願者	現住所			
	氏名	(平成 年 月 日生)		
保護者	現住所			
	氏名			
	志願者との続柄		連絡先 電話番号	
住転居 所先				

下記事由により貴校に出願したいので、申請します。

記

1 事由(具体的に記入する。)

2 事由を証明する添付書類名

上記の事由に相違なく、

ア 令和9年度入学者選抜における入学志願に当たっては、貴校以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。

イ 本校への出願又は入学を辞退したことを証明します。

令和 年 月 日

立

学校長

職 印

(注意) アについては中学校長等が、イについては出願又は入学を辞退した先の高等学校長が証明し、ア又はイのいずれかが該当する方に○を付ける。

(様式6)

受検上の配慮に係る状況報告書

令和 年 月 日

高等学校長 様

立 学校長

職 印

令和9年度群馬県公立高等学校入学者選抜において配慮が必要な生徒の状況については、下記のとおりです。

記

ふりがな			
生徒氏名	(性別)		
選抜の種類 (いずれかの□に✓)	☐ 全日制課程選抜 ☐ フレックススクール選抜 ☐ 定時制課程選抜 ☐ 連携型選抜	☐ 全日制課程再募集 ☐ フレックススクール再募集 ☐ 定時制課程再募集	☐ 定時制課程追加募集

A 障害や病気等の種別 (該当するものの□に✓)	☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 知的障害 ☐ 肢体不自由 ☐ 言語障害 ☐ 情緒障害 ☐ 自閉症 ☐ 学習障害 ☐ 注意欠陥多動性障害 ☐ 病弱・身体虚弱 ☐ 病気 ☐ その他 (名称)
B 障害や病気等の状況	
C 日常の学習及び配慮 の状況	
D 受検に際して配慮して ほしいこと	

記載者職・氏名

(注意) できるだけ詳細に記入し、提出に当たっては「付記5」を参照すること。

(連携型選抜用)

卒業見込証明書

氏 名

平成 年 月 日生

性別

上記の者は、令和 年 月 日 本校の卒業見込みであることを証明する。

令和 年 月 日

立 中学校長

職 印

(通信制課程選抜用)

調 査 書

受検番号

1 学籍 の 記録	ふりがな							性 別	現 住 所									
	氏 名									卒 業 等	令和 年 月 日 卒業見込・卒業							
平成 年 月 日生																		
2 各教科の学習の記録									3 総合的な学習の時間の記録									
教科	観点別学習状況						評定											
	観点	1年	2年	3年	1年	2年	3年											
国語	ア								4 特別活動の記録									
	イ																	
	ウ								内 容	1年	2年	3年						
社会	ア								学級活動									
	イ																	
	ウ																	
数学	ア								生徒会 活動									
	イ																	
	ウ																	
理科	ア								学校行事									
	イ																	
	ウ																	
音楽	ア								5 行動の記録									
	イ							項 目	1年	2年	3年	項 目	1年	2年	3年			
	ウ							基本的な生活習慣				思いやり・協力						
美術	ア								健康・体力の向上				生命尊重・自然愛護					
	イ								自主・自律				勤労・奉仕					
	ウ								責任感				公正・公平					
保健 体育	ア								創意工夫				公共心・公德心					
	イ																	
	ウ																	
技術 ・ 家庭	ア																	
	イ																	
	ウ																	
外国 語	ア																	
	イ																	
	ウ																	
6 参考となる諸事項等の記録																		

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

職印

群馬県公立高等学校に係る通学区域について

○ 群馬県立高等学校に係る通学区域

群馬県立高等学校管理に関する規則（教育委員会規則）

（抜粋）

第3条

3 学校の通学区域は、全県一区とする。

附 則

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に高等学校等に在籍している者又はこの規則の施行前に高等学校等に在籍していた者の群馬県立高等学校への転入学及び編入学に係る通学区域については、なお従前の例による。

○ 前橋市立前橋高等学校に係る通学区域

前橋市立高等学校管理規則（前橋市教育委員会規則）

（抜粋）

第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

1 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

2 前橋市立前橋高等学校の通学区域に関する規則（平成12年前橋市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に高等学校等に在籍している者又はこの規則の施行前に高等学校等に在籍していた者の前橋市立高等学校への転入学及び編入学に係る通学区域については、なお従前の例による。

○ 高崎市立高崎経済大学附属高等学校に係る通学区域

高崎市立高崎経済大学附属高等学校管理規則（高崎市教育委員会規則）

（抜粋）

第3条

3 通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○ 桐生市立商業高等学校に係る通学区域

桐生市立商業高等学校管理に関する規則（桐生市教育委員会規則）

（抜粋）

第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

○ 太田市立太田高等学校に係る通学区域

太田市立太田高等学校管理に関する規則（太田市教育委員会規則）

（抜粋）

第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○ 利根沼田学校組合立利根商業高等学校に係る通学区域

利根沼田学校組合立利根商業高等学校管理に関する規則（利根沼田学校組合教育委員会規則）

（抜粋）

第3条

3 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定

福島県教育委員会、茨城県教育委員会、栃木県教育委員会、群馬県教育委員会、埼玉県教育委員会及び千葉県教育委員会（以下「協定県教育委員会」という。）は、隣接県の県立高等学校及び市町村立高等学校（市町村組合立高等学校を含む。以下同じ。）（以下「公立高等学校」という。）への入学志願者の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（入学志願）

第1条 隣接県の県立高等学校への入学志願者の出願は、当該隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一家転住その他特別な事情のある者については、県立高等学校長は、隣接県の隣接学区外からの出願を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、協定県教育委員会中いずれかの教育委員会が学区の改編や通学区域の廃止を行った場合、当該県と隣接県との間の県立高等学校への入学志願者の出願の取扱いについては、別に定めることができる。

（平等の取扱い）

第2条 県立高等学校長は、隣接県からの入学志願者について、県内の入学志願者と平等に取り扱わなければならない。

（併願の禁止）

第3条 県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。

2 県外の県立高等学校への入学志願者の在籍又は出身の中学校長は、出願に際し、県内及び県外の他の公立高等学校と併願しない旨の証明書を添付しなければならない。ただし、第2次募集又は再募集以後の出願においては、この限りでない。

（市町村立高等学校等との関係）

第4条 隣接県の市町村立高等学校への入学志願者の取扱いについては、該当する高等学校を所管する市町村の教育委員会又は市町村組合の教育委員会と、当該市町村等が所在する県の教育委員会との間で調整のうえ、別に定める。

2 前項に規定する調整の結果、隣接県の隣接学区からの入学志願者の出願を認める市町村立高等学校がこの協定を適用する場合は、この協定の規定中「県立高等学校」とあるのは「公立高等学校」と読み替えるものとする。

（細部の委任）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

（適用）

第6条 この協定は、平成19年4月1日以後に公立高等学校に入学する者に係る入学者選抜から適用する。

この協定を証するため、本書6通を作成し、そのすべてに協定県教育委員会教育長記名押印のうえ、それぞれの教育委員会が各1通を保有する。

平成18年11月30日

福島県教育委員会教育長
茨城県教育委員会教育長
栃木県教育委員会教育長
群馬県教育委員会教育長
埼玉県教育委員会教育長
千葉県教育委員会教育長

各高等学校の選抜方法等について

各高等学校の選抜方法等については、以下の群馬県教育委員会のWebページ又は各高等学校のWebページから確認することができます。

令和9年度群馬県公立高等学校入学選抜における「各高等学校の選抜方法等」について

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/766806.html>



○ 連絡先・所在地等一覧

番号	選抜の種類	高等学校名	電話番号	郵便番号	所在地
1	全	前 橋	(027)232-1155	371-0011	前橋市下沖町 321-1
2	全	前 橋 南	(027)265-2811	379-2147	前橋市亀里町 1
3	全	前 橋 西	(027)251-8686	370-3574	前橋市清野町 180
4	全	前 橋 女 子	(027)221-4188	371-0025	前橋市紅雲町 2-19-1
5	全	前 橋 東	(027)263-2855	371-0002	前橋市江木町 800
6	全	勢 多 農 林	(027)231-2403	371-0017	前橋市日吉町 2-25-1
7	全 定	前 橋 工 業	(027)264-7100	371-0006	前橋市石関町 137-1
8	全	前 橋 商 業	(027)221-4486	371-0805	前橋市南町 4-35-1
9	フ 通	前 橋 清 陵	(027)221-3073	371-8573	前橋市文京町 2-20-3
10	全 通	高 崎	(027)324-0074	370-0861	高崎市八千代町 2-4-1
11	全	高 崎 東	(027)352-1251	370-0014	高崎市元島名町 1510
12	全	高 崎 北	(027)373-1611	370-3534	高崎市井出町 1080
13	全	榛 名	(027)374-0053	370-3342	高崎市下室田町 953
14	全	高 崎 女 子	(027)362-2585	370-0062	高崎市稻荷町 20
15	全	吉 井	(027)388-3511	370-2104	高崎市吉井町馬庭 1478-1
16	全 定	高 崎 工 業	(027)323-5450	370-0046	高崎市江木町 700
17	全 定	高 崎 商 業	(027)361-7000	370-0041	高崎市東貝沢町 3-4
18	全 通	桐 生	(0277)45-2756	376-0025	桐生市美原町 1-39
19	全	桐 生 清 桜	(0277)52-2455	376-0011	桐生市相生町 3-551-1
20	全 定	桐 生 工 業	(0277)22-7141	376-0054	桐生市西久方町 1-1-41
21	全	伊 勢 崎	(0270)40-5005	372-0033	伊勢崎市南千木町 5239-1
22	全	伊 勢 崎 清 明	(0270)25-5221	372-0031	伊勢崎市今泉町 2-331-6
23	全	伊 勢 崎 興 陽	(0270)25-3266	372-0045	伊勢崎市上泉町 212
24	全 定	伊 勢 崎 工 業	(0270)25-3216	372-0042	伊勢崎市中央町 3-8
25	全	伊 勢 崎 商 業	(0270)25-4551	372-0001	伊勢崎市波志江町 1116
26	全	太 田	(0276)31-7181	373-0033	太田市西本町 12-2
27	全	太 田 東	(0276)45-6511	373-0801	太田市台之郷町 448
28	全	太 田 女 子	(0276)22-6651	373-8511	太田市八幡町 16-7

番号	選抜の 種 類	高等学校名	電話番号	郵便番号	所 在 地
29	全	新 田 暁	(0276)57-1056	370-0347	太田市新田大根町 999
30	全	太 田 工 業	(0276)45-4742	373-0809	太田市茂木町 380
31	フ 通	太田フレックス	(0276)31-8047	373-0844	太田市下田島町 1243-1
32	全 定	沼 田	(0278)23-1313	378-0054	沼田市西原新町 1510
33	全 連	尾 瀬	(0278)56-2310	378-0301	沼田市利根町平川 1406
34	全	利 根 実 業	(0278)23-1131	378-0014	沼田市栄町 165-2
35	全 定	館 林	(0276)72-4307	374-0041	館林市富士原町 1241
36	全	館 林 女 子	(0276)72-0139	374-0019	館林市尾曳町 6-1
37	全	渋 川	(0279)22-4120	377-0008	渋川市渋川 678-3
38	全	渋 川 女 子	(0279)22-4148	377-0008	渋川市渋川 2684
39	全	渋 川 青 翠	(0279)24-2320	377-0008	渋川市渋川 3912-1
40	全 定	渋 川 工 業	(0279)22-2551	377-0008	渋川市渋川 8-1
41	全 定	藤 岡 中 央	(0274)24-6660	375-0015	藤岡市中栗須 909
42	全	藤 岡 北	(0274)22-2308	375-0017	藤岡市篠塚 90
43	全	藤 岡 工 業	(0274)22-2153	375-0012	藤岡市下戸塚 47-2
44	全 定	富 岡	(0274)63-0053	370-2343	富岡市七日市 1425-1
45	全	富 岡 実 業	(0274)62-0690	370-2316	富岡市富岡 451
46	全	松 井 田	(027)393-1525	379-0222	安中市松井田町松井田 803-1
47	全 定	安中総合学園	(027)381-0227	379-0116	安中市安中 1-2-8
48	全	大 間 々	(0277)73-1611	376-0102	みどり市大間々町桐原 193-1
49	全 連	万 場	(0274)57-3119	370-1503	多野郡神流町生利 1549-1
50	全	下 仁 田	(0274)82-3124	370-2601	甘楽郡下仁田町下仁田 550-1
51	全	吾 妻 中 央	(0279)75-3455	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町 1303
52	全	長 野 原	(0279)82-2388	377-1305	吾妻郡長野原町与喜屋 21-1
53	全 連	嬬 恋	(0279)97-3008	377-1526	吾妻郡嬬恋村三原 482-1
54	全	玉 村	(0270)65-2309	370-1134	佐波郡玉村町与六分 14
55	全	板 倉	(0276)82-1258	374-0132	邑楽郡板倉町板倉 2406-2
56	全	館 林 商 工	(0276)84-4731	370-0701	邑楽郡明和町南大島 660
57	全	西 邑 楽	(0276)63-5851	370-0514	邑楽郡大泉町朝日 2-3-1
58	全	大 泉	(0276)62-3564	370-0511	邑楽郡大泉町北小泉 2-16-1
市 1	全	前橋市立前橋	(027)231-2738	371-0051	前橋市上細井町 2211-3
市 2	全	高 崎 市 立 高崎経済大学附属	(027)344-1230	370-0081	高崎市浜川町 1650-1
市 3	全 定	桐生市立商業	(0277)44-2477	376-0026	桐生市清瀬町 6-1
市 4	全	太田市立太田	(0276)31-3321	373-0842	太田市細谷町 1510
市 5	全	利根沼田学校組合立 利 根 商 業	(0278)62-2116	379-1313	利根郡みなかみ町月夜野 591

※ 選抜の種類 … 全：全日制課程選抜（再募集）
定：定時制課程選抜（再募集・追加募集）

フ：フレックススクール選抜（再募集）
通：通信制課程選抜

連：連携型選抜

高等学校の学科の概要

学 科 ※	概 要
普 通 科	普通科では、国語、数学、外国語などの普通教科及び一人一人の個性等に応じた多様な選択科目の学習を通して、社会人として必要な教養を身に付けるとともに、個性の伸長を図っています。多くの学校で、生徒の幅広い進路希望に応じた類型やコースを設け、上級学校への進学、企業等への就職など、それぞれの生き方に求められる能力を身に付けるための学習が行われます。
農 業 科	バイオテクノロジー等の先端分野から食品加工・流通、環境、園芸等の分野まで、地域や生徒のニーズに対応した学習により、生命を愛し、食と環境を支える人材を育成しています。主な学科としては、生物生産系学科、食品系学科、地域産業科、グリーンサイエンス科、環境土木系学科、ヒューマンサービス系学科などがあります。
工 業 科	「ものづくり」教育を基本として、実験・実習などの実際の・体験的な学習を重視するとともに、工業技術の進展に対応した学習により、工業の各分野で活躍できる人材を育成しています。主な学科としては、機械科、電子機械科、電気科、建築科、土木科、情報技術科などがあります。
商 業 科	経済の仕組みや、情報・会計活用能力、マーケティング能力、語学力などのビジネスの基礎・基本を学習するとともに、コンピュータ等を活用した実践的な授業を通し、変化する経済社会を支える人材を育成しています。主な学科としては、商業科、情報処理科、会計科、グローバルビジネス科などがあります。
福 祉 科	福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、福祉の理念と社会的意義を理解するとともに、社会福祉の増進に寄与する能力と態度を育成します。介護福祉士の資格取得を目指します。
理 数 科	高等学校の共通科目を広く学習するとともに、科学や数学に関する専門科目を学習し、科学的、数学的に考察し表現する能力と態度を育て、創造的な能力を高めることを目指しています。
自然環境科	人間と自然との関わりについて理解を深め、「自然との共生」を図ることのできる人づくりを目指しています。また、豊かな自然環境を生かした体験的学習を通して、自然や環境保護についての実践的な能力や態度を育てます。
スポーツ科	広く体育・スポーツに関する技能や意識を学び、「する、みる、支える、知る」などのスポーツへの多様な関わり方を自ら実践する能力を身に付けます。また、スポーツの推進及び発展の担い手としての基礎的資質を備えた人材の育成を目指します。
芸 術 科	芸術（音楽又は美術）に関する専門的な学習を通して、創造的な表現や鑑賞の能力を高め、芸術系の大学等への進学を目指すとともに、豊かな感性と芸術・文化の発展に寄与する態度を育てます。
国 際 科 (グローバルコミュニケーション科)	英語を中心とした外国語の学習を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、国際関係科目の学習や国際交流の体験により、豊かな国際感覚を育成します。
総合学科	普通教科や専門教科などの幅広い選択科目の中から、生徒が将来の進路や興味・関心等に応じて科目を選択し、自分自身の時間割を作成して学習していく学科です。科目選択の目安として、各学校の特色を生かした系列が設けられています。

※ この表の学科は、いわゆる大学科による区分です。例えば、工業科を設置する学校では、大学科としての工業科の中に機械科、電気科などの学科が設置されています。また、自然環境科は、理数科に含めて扱うことがあります。

「群馬県のハイスクールガイド」Webページ

インターネットを利用して各高等学校や学科等の案内を検索することができます。
<https://hsg.gsn.ed.jp/> にアクセスして、各情報を御覧ください。

令和9年度群馬県公立高等学校入学者選抜日程

令和9年

月	日	曜	事 項	月	日	曜	事 項	月	日	曜	事 項
1	1	金	(元日)	2	1	月	志願情報受理	3	1	月	
	2	土			2	火			2	火	
	3	日			3	水			3	水	選抜結果の発表
	4	月			4	木	第1回志願先変更受理		4	木	
	5	火			5	金			5	金	
	6	水			6	土			6	土	
	7	木			7	日			7	日	
	8	金			8	月			8	月	
	9	土			9	火	第2回志願先変更受理		9	火	再募集志願情報受理
	10	日			10	水	受検票交付		10	水	再募集受検票交付
	11	月	(成人の日)		11	木	(建国記念の日)		11	木	
	12	火			12	金			12	金	
	13	水			13	土			13	土	
	14	木			14	日			14	日	
	15	金			15	月			15	月	
	16	土			16	火	本検査実施		16	火	再募集検査等実施
	17	日			17	水	本検査実施		17	水	
	18	月			18	木			18	木	
	19	火			19	金			19	金	再募集選抜結果の発表
	20	水			20	土			20	土	
	21	木			21	日			21	日	(春分の日)
	22	金			22	月			22	月	(振替休日)
	23	土			23	火	(天皇誕生日)		23	火	
	24	日			24	水	追加検査実施		24	水	
	25	月			25	木			25	木	追加募集志願情報受理
	26	火			26	金			26	金	追加募集受検票交付・検査等実施
	27	水			27	土			27	土	
	28	木			28	日			28	日	
	29	金							29	月	
	30	土							30	火	追加募集選抜結果の発表
	31	日							31	水	

- 志願情報の登録に係る「WEB出願システム」の利用期間は、選抜の種類ごとに異なる。
登録期間や作成方法等については、別記（18ページ～）を確認する。
- 各高等学校の選抜方法等については、県教育委員会Webページ（<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/766806.html>）
又は各高等学校のWebページで確認する。
- 志願状況の公表等は、県教育委員会Webページ（<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/list66-60650.html>）で確認する。

問合せ先 群馬県教育委員会事務局 高校教育課

所在地 郵便番号 371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

電 話 (027) 226-4649・4647・4645 (直通)

FAX (027) 243-7759

※ 県内の公立中学校等については、中学校等を設置する各市町村教育委員会を通じて、お問合せください。